

長野県社保協ニュース <23-4>

2018年7月10日(火) 長野県社会保障推進協議会

<事務局>長野市高田 276-8 県労連会館 1階 TEL 026-223-1281・FAX 026-223-1291

http://www.n-syaho.com E-mail: naganosyahokyou1281@star.ocn.ne.jp

国保改善運動交流集会

県単位化の下、負担増を許さず、軽減を求める運動を！



6月30日(土)、県社保協は国保改善運動交流集会を松本駅前会館で開催し 53名が参加しました。集会では、県単位化後の保険料(税)動向や国保料引き下げなど改善運動の報告、今後の運動課題などを共有しました。

県社保協からは、保険医協会が行った市町村アンケートをもとに国保料(税)の動向や短期保険証などの滞納制裁件数などについて報告。保険料負担では、市町村動向から県単位化後も「所得が低いのに保険料が異常に高い」国保の構造問題に変わ

りがなく、払える国保料のための法定外繰入の継続、市町村独自に負担減免制度をつくることなど、軽減を求める運動の必要性を強調しました。

各地から事例や引下げ運動の報告

報告では続いて、松本協立病院のSWから無保険証による「手遅れ死亡事例」の報告がありました。松本生健会からは、国保税未納者への財産差押えに対し「滞納処分の停止」と「差押え額の減額」を勝ち取った取り組みが報告されました(写真右)。松本地区社保協からは、国保税の引き下げ運動で市当局に、「国保税が19市で最高の高さで、低所得者への加重負担」を認めさせたが、市の態度転換のためには全市的な世論構築と市民的な学習運動が必要との報告と提案がありました。



続いて中野市、須坂市、信濃町の各議員からは、「市が法定外繰入れを全く行わない方向を打ち出し18%の値上げを打ち出した」ことに対し、民主団体と一緒に署名運動と市長懇談を行い、市議会では無所属議員とともに保険料引き下げをもとめている(中野市、写真左)。

毎議会で国保税の引き下げを実現させるよう質問し、市民との共同の取り組みで市長交渉では必ず国保税引き下げを要求した結果、5億円の基金を活用して国保税平均10.37%の引き下げを実現した(須坂市、写真左下)。「国保世帯主9割給付」の継続を求め、一貫して制度の継続実施を要求。11月の町長選挙を控え、9月議会には9割給付継続の3,000人署名を行う(信濃町、写真



右)など、国保料(税)引下げ、給付制度継続の運動が報告されました。

集会参加者からは「実態を可視化すること、伝えていくことの大切さがわかった。必要な発信をしていきたい」、「一般財政からの繰入を何としても続けさせ、国保税の引き上げを許さない取り組みに全力をあげたい」、「国保税の第3子以降の軽減は当村でも取り組みたい」、「報告はとても参考になりました。今後、町から資料を出してもらい、出前講座も行い、ひとつひとつ具体的に運動していきたい」といった感想が寄せられました。「もっと意見交換の時間がほしかった」といった要望も寄せられました。

- ①「一般会計繰入の継続の根拠となるものは」
- ②「負担軽減の根拠、国保法 77 条 (特別な事情) の解釈とは」
- ③「自治体の繰入解消計画は今後どうなる」



報告のあとの質疑・意見交換のなかで、主に以上の3点について、意見交換がおこなわれました。県社保協としてお答えした内容について掲載します。

①「一般会計繰入の継続の根拠となるものは」

⇒ 衆議院本会議の政府答弁(2015年4月16日)では、国保会計への公費繰入は「自治体でご判断いただく」という公式答弁をしています。これが根拠になります。一般会計繰入は法的に禁止されたものではなく、引き続き自治体による判断で行うべきものです。

②「負担軽減の根拠、国保法 77 条 (特別な事情) の解釈とは」

⇒ 国保法 77 条は、被保険者に災害・病気・事業などの「特別な事情」がある場合、市町村の判断で国保料(税)を減免できると規定しています。

今、仙台市、埼玉県ふじみ野市、宮崎市、石川県加賀市などでは、この規定を活用し、“子どもさん”を「特別な事情」と認定することで住民負担の軽減が行われています。ふじみ野市では第3子以降の子ども均等割を免除していますが、その根拠を「標準的な家庭人数を夫婦と2人の子どもと見込み」それを超える多子世帯への財政支援として均等割の全額免除を行っています。

③「自治体の繰入解消計画は今後どうなる」

⇒ 現在「繰入解消計画」を作成しているのは長野市です(詳しくは市のHPを参照してください)。長野市では10年の期間をかけて一般会計からの法定外繰入を解消し、保険料の収納率向上と滞納対策で国保財政の健全化を図るとしており、31年度からは保険料負担の引き上げを表明しています。今後、広範な市民に呼びかけたたかひの組織が求められます。

また、「保険者努力支援制度」では、「市町村の法定外繰入の解消」に向け長野県がどれだけイニシアチブを発揮したかを採点項目にしているため、今後県から繰入解消を求める動きが強まることが懸念されます。長野県の動向を注視し、市町村の一般会計からの法定外繰入を継続させるよう、県に対する要請と運動が重要になります。

長野県社保協第7回地域・団体代表者会議

2018年8月25日(土) 9:30~12:30

松本勤労者福祉センター3階会議室